

国の研究開発評価に関する大綱的指針の改定骨子案

(目 次)

はじめに

第1章 基本的考え方

1. 評価の意義
2. 本指針の適用範囲
3. 評価関係者の責務
 - (1) 研究開発実施・推進主体の責務
 - (2) 評価者の責務
 - (3) 被評価者の責務
4. 評価実施体制の充実
 - (1) 評価実施体制の充実
 - (2) 評価人材の養成・確保
5. 効果的・効率的な評価の実施
 - (1) 重層構造における評価の効率的実施
 - (2) 評価の実施、活用等に関する責任主体の明確化
 - (3) 評価関連情報の機関横断的な活用促進と評価のための電子システムの導入
6. 評価の国際的水準の向上

第2章 対象別評価の実施

I 研究開発課題の評価

1. 評価の実施主体
2. 評価の選任
3. 評価の実施時期
4. 評価方法
 - (1) 評価手法
 - (2) 評価の観点及び評価項目・評価基準
 - (3) 自己点検の活用
5. 評価結果の取扱い
 - (1) 評価結果の活用
 - (2) 評価情報の国民への積極的な発信
 - (3) 評価結果の被評価者への開示等
6. 研究開発課題の主要な類型ごと評価の実施方法
 - ア. 公募型の基礎研究の評価
 - イ. プロジェクト型の技術開発研究の評価
 - ウ. 国家基幹技術等の国家的プロジェクトの評価

II 研究者等の業績の評価

Ⅲ 研究開発機関等の評価

1. 評価の実施主体
2. 評価者の選任
3. 評価の実施時期
4. 評価方法
 - (1) 研究開発の実施・推進に係る評価
 - (2) 機関運営面の評価
5. 評価結果の取扱い
 - (1) 評価結果の活用
 - (2) 評価情報の国民への積極的な発信
6. 研究開発機関等の性格に応じた評価の実施
 - ①大学等の評価
 - ②独立行政法人研究機関の評価
 - ③その他国費の支出を受けて研究開発を実施する機関の評価

Ⅳ 研究開発施策の評価

1. 評価の実施主体
2. 評価者の選任
3. 評価の実施時期
4. 評価方法
 - (1) 評価手法
 - (2) 評価の観点及び評価項目・評価基準
5. 評価結果の取扱い
 - (1) 評価結果の活用
 - (2) 評価情報の国民への積極的な発信

はじめに

(科学技術基本計画における評価の位置付け)

○ 我が国は、科学技術創造立国の実現を目指して、「科学技術基本法」(平成7年法律第130号)を制定。

本法に基づき第1期科学技術基本計画(平成8年7月 閣議決定)、第2期科学技術基本計画(平成13年3月 閣議決定)に引き続き第3期科学技術基本計画(平成18年3月 閣議決定)が策定。

第3期科学技術基本計画においては、科学の発展によって知的・文化的価値を創出するとともに、研究開発の成果をイノベーションを通じて社会・国民に還元していく科学技術システム改革の一環として、評価システムの改革を位置付け。

(研究開発評価への取組経過)

○ 研究開発評価に関しては、第1期科学技術基本計画に基づき、「国の研究開発全般に共通する評価の実施方法の在り方についての大綱的指針」(平成9年8月 内閣総理大臣決定)を策定して評価への取組の定着化を推進。

また、第2期科学技術基本計画に基づき、「国の研究開発評価に関する大綱的指針」(平成13年11月 内閣総理大臣決定。)を策定して厳格な評価の実施を推進。

さらに、その改定を行い(平成17年12月 内閣総理大臣決定。以下「旧大綱的指針」という)、励まし成果を問う評価等を推進。

これらにより、評価への取組の一層の定着やその改善が進展。

(研究開発評価の改善への取組の加速化)

○ 近年の経済・社会における研究開発への期待の高まり等に的確に対応していくためには、より実効性の高い研究開発評価への取組の強化が急務。

このためには、

(ア) 優れた研究開発の成果を創出し、それを次の段階の研究開発に連続してつなげていくこと

(イ) 評価に係る過剰な負担を回避し、また、被評価者等評価に関係する者のインセンティブを高めて効率的に実施すること

(ウ) 研究開発のグローバル化への対応に伴い、研究開発評価の水準も国際的に高めていくことが必要であること

などの観点から、各府省等における研究開発評価の改善への取組を加速化することが必要。

今般の大綱的指針の見直しは、このような状況を踏まえて実施するもの。

(本指針の性格)

○ 本指針は、研究開発に関する評価について基本的な方針を示したガイドラインとして定めたものであり、各種の評価を実施又は運営する主体がその特性や研究開発の性格に応じてこれに沿った的確な評価を実施・運営することによって、研究開発に適した効率的で質の高い評価が行われ、優れた研究開発が効果的・効率的に行われることを目指すもの。

各府省は、本指針に沿って、評価方法等を定めた具体的な指針を策定し、また、研究

開発機関等及び第三者評価機関は、本指針及び各府省の指針に沿って、明確なルールを定め、適切な評価を実施。

（政策評価、独立行政法人評価及び大学等の評価との関係）

○ 本指針による評価は、「行政機関が行う政策の評価に関する法律」（平成13年法律第86号）に基づく政策評価と対象とする範囲は異なるが、基本的に目指す方向を同じくするもの。

本指針は、政策評価に求められている諸要素を踏まえ、さらに、研究開発の特性を考慮したもの。

本指針による評価の実施に当たっては、同法に基づく政策評価と整合するよう取り組むこととすること。

また、研究開発機関等の評価のうち、独立行政法人研究機関（研究開発資金を配分する法人を含む。）については「独立行政法人通則法」（平成11年法律第103号）に基づく評価、さらに国立大学法人及び大学共同利用機関法人については「国立大学法人法」（平成15年法律第112号）に基づく評価と整合するよう取り組むこととすること。

（本指針のフォローアップ等）

○ 総合科学技術会議は、厳正な評価、評価結果の適切な活用等が十分に行われるよう、本指針に沿った評価の実施状況についてフォローアップを行い、各府省へ意見を述べるとともに、必要に応じ、本指針の見直しについて意見を述べることとすること。

第1章 基本的考え方

1. 評価の意義

- 評価は、国際的に高い水準の研究開発、社会・経済に貢献できる研究開発、新しい学問領域を拓く研究開発等の優れた研究開発を効果的・効率的に推進するために実施すること。
- 評価の意義は、次のとおり。
 - ① 研究開発をその評価の結果に基づく適切な資源配分等を通じて次の段階の研究開発に連続してつなげるなどにより、研究開発成果の国民・社会への還元効率化、迅速化に資すること。
 - ② 評価を適切かつ公正に行うことにより、研究者の創造性が十分に発揮されるような、柔軟かつ競争的で開かれた研究開発環境の創出など、より良い政策・施策の形成等の効果が得られること。
 - ③ 評価を支援的に行うことにより、研究開発の前進や質の向上、独創的で有望な優れた研究開発や研究者の発掘、研究者の意欲の向上など、研究開発を効果的・効率的に推進する効果が得られること。
 - ④ 評価結果を積極的に公表し、優れた研究開発を社会に周知することにより、研究開発に国費を投入していくことに関し、国民に対する説明責任を果たし、広く国民の理解と支持が得られること。
 - ⑤ 評価結果を適切に予算、人材等の資源配分に反映することにより、研究開発を重点的・効率的に行うことができること。

2. 本指針の適用範囲

- 本指針が対象とする研究開発評価とは、①研究開発課題、②研究者等の業績、③研究開発機関等及び④研究開発施策の評価を指すこと。
- 研究開発の範囲は、国費を用いて実施される研究開発全般とすること。
具体的には、各府省、独立行政法人研究機関、大学(国公立を含む。)及び大学共同利用機関(以下「大学等」という。)並びに国立試験研究機関等の研究開発実施・推進主体が自ら実施又は推進する研究開発が対象となること。
また、民間機関や公設試験研究機関等で国費の支出を受けて実施される研究開発、国費により海外で実施される研究開発等も対象とすること。

3. 評価関係者の責務

(1) 研究開発実施・推進主体の責務

○ 研究開発実施・推進主体は、本指針を踏まえ、公正かつ透明で、研究開発の特性やその進展状況等に応じて柔軟で、優れた成果が次の発展段階に着実に繋がっていくための評価の具体的な仕組み(評価指針等の策定、評価委員会の設置等)を整備し、厳正に評価を実施するものとする。

また、その評価結果を適切に活用し、さらに、国民に対して評価結果とその反映状況について積極的な情報の提供を図るものとする。

その際、研究者が高い目標に挑戦するなどを通じその能力が十分発揮されるよう促し、研究開発の質の向上や効率化を図るとともに、評価実施に伴う作業負担により研究者が本来の研究開発活動のための時間や労力を著しく費やすことのないよう努めるものとする。

(2) 評価者の責務

○ 評価者は、評価に当たり、評価対象を正しく理解することに努めた上で、公平・公正で厳正な評価を行うべきことを常に認識し、研究開発実施に伴う研究者の責任を厳しく問う姿勢を持つとともに、独創的で有望な優れた研究者や研究開発を発掘し、又はさらに伸ばしてより良いものとなるように、適切な助言を行うものとする。

(3) 被評価者の責務

○ 研究者等(評価対象が研究開発施策の場合、被評価者となるその施策の実施者を含む。)の被評価者は、国費による研究開発を行うに際し、意欲的な研究開発課題等に積極的に挑戦すること、研究開発の成果を挙げることに努めること、研究開発の成果が最終的には納税者である国民・社会に還元されるよう図ること、あるいは成果が出ない場合には評価を通じて課される説明責任や結果責任を重く受け止めること等、その責任を十分に自覚することが極めて重要であること。

また、研究開発活動の一環として評価の重要性を十分に認識し、自らの係わる研究開発活動について評価者の正しい理解が得られるように、十分かつ正確に説明又は情報提供をするなど、積極的に評価に協力するものとする。

4. 評価実施体制の充実

(1) 評価実施体制の充実

○ 研究開発実施・推進主体は、評価部門を設置し、国の内外から研究経験のある人材を適性に応じ配置するなど、効果的・効率的な評価の適切な運営と国際的水準から見て評価

の高度化が推進されるよう体制を整備するものとする。

○ また、評価やこのために必要な調査・分析、さらには評価のために必要な体制整備等に要する予算の確保については、必要に応じて研究費の一部を評価の業務に充てることも考慮するものとする。

(2) 評価人材の養成・確保

○ 研究開発実施・推進主体は、評価者や評価業務に携わる人材として、独創的で優れた研究者・研究開発を見いだし、育てることのできる資質を持つ人材を養成・確保するよう努めるものとする。

このため、研修やシンポジウム等を通じた評価技術等の普及、評価の技術や手法等の高度化のための調査研究の実施、評価部門に専門性が蓄積するような人事制度での配慮、評価者の社会的地位向上と評価に参加することが評価者個人に有益となるようなインセンティブの検討、評価者を評価する仕組みの整備その他評価支援体制の全般的整備に努めるものとする。

○ 研究者には、研究開発の発展を図る上で専門的見地からの評価が重要な役割を果たすものであることから、評価への積極的な参加が求められること。

一方、特定の研究者に評価が集中する場合には、評価への参加が大きな負担となり、また、評価者となる幅の広い人材の養成確保にもつながらないものであること。

研究開発実施・推進主体は、海外の研究者や若手研究者を評価者として積極的に参加させることにより評価者確保の裾野の拡大を図るよう努めるものとする。

この場合、大学等、独立行政法人研究機関等の研究開発機関は、研究者の任用において、国の研究開発評価に参加したことを履歴として積極的に認定することなど優れた人材の参加を確保する取組が重要であること。

5. 効果的・効率的な評価の実施

○ 国費を用いて実施される研究開発に関する評価は、その対象ごとにあらかじめ設定した（目的に適う）目標の達成度合いとその成果の国際的な水準の評定を行うことを基本とすること。

○ 研究開発評価は、その実施主体や評価対象、評価時期等において極めて多様であること。

このため、研究開発実施・推進主体は、それぞれの特性や役割等に相応した質の高い実効性のある評価が行われるよう、また、評価が研究者等にとって過重な負担とならないよう、評価の実施体制の整備や具体的な仕組みを構築し、評価を効果的・効率的に実施するものとする。

○ また、研究開発実施・推進主体は、実施する評価について実効性及び効率性の向上等の視点から適切な時期に検証を行い、必要に応じて実施体制や仕組みの改善に取り組むものとする。

(1) 重層構造における評価の効率的実施

○ 国費を用いて実施される研究開発は、それらを実施・推進する主体の面からみても、また、評価の対象となる研究開発の面からみても、階層構造となっていること。

評価は、このような階層構造の下で各々の階層レベルにおいて重層的に実施されることから、同一の研究開発が複数の評価の対象とされることが多いこと。

このため、研究開発実施・推進主体は、同一の研究開発に対する評価が重複しないよう、関係機関とも連携し、評価結果等の相互活用を図り、全体として効果的・効率的に運営するものとする。

(2) 評価の実施、活用等に関する責任主体の明確化

○ 評価が有効に機能するためには、評価が適切に実施され、また、評価結果が目的に沿って確実に活用されることが重要であること。

このため、誰がどのような目的で評価を実施するのか、また、評価結果は誰がどのように活用し、どのような効果を生じるのか等に関して、それぞれの主体、その役割と責任などをあらかじめ明確にし、それを関係者に周知した上で評価を実施するものとする。

(3) 評価関連情報の機関横断的な活用促進と評価のための電子システムの導入

○ 評価者の選任、評価業務の効率化等を図るため、研究者、資金(制度、金額等)、研究開発成果(論文、特許等)等を収録したデータベースにおいて評価関連情報の蓄積等を推進し、これらに関係機関が横断的な活用を促進するものとする。

○ また、評価業務等を効率化するため、申請書の受付、書面審査、評価結果の開示等に電子システムを導入するものとする。

6. 評価の国際的水準の向上

○ 経済社会のグローバル化が進展する中で、研究開発は我が国における科学の国際水準の向上や産業等の国際競争力の強化、地球規模の課題解決のための国際協力の推進など国際的視点からの取組みが重要となっていること。このような研究開発のグローバル化に伴い、研究開発評価に関しても、実施体制や実施方法など評価全般にわたり国際的にも高い水準となるよう取り組んでいく必要があること。

第2章 対象別評価の実施

○ 研究開発実施・推進主体及び第三者評価機関は、研究開発評価を公平で、信頼性や継続性を確保し、実効性が高く適正に実施するために、あらかじめ評価対象、評価目的、評価者の選任、評価時期、評価方法及び評価結果の取扱いをそれぞれ明確にした評価の具体的な実施方法を指針等に定めるとともに、評価実施体制の充実を図るものとする。

○ 評価対象を明確かつ具体的に設定し、また、評価対象ごとに、当該評価を研究開発活動の中でどのように戦略的に位置づけ、誰がどのように活用するかをあらかじめ明確にするものとする。

その上で、評価目的を明確かつ具体的に設定し、その内容を被評価者に事前に周知して評価を実施するものとする。

○ このほか、評価対象別の評価実施の原則は次のとおりとする。

I 研究開発課題の評価

○ 研究開発課題の評価は、その研究開発の性格（基礎、応用、開発、試験調査等）や分野、その目的、政策上の位置付け、規模等に応じて、評価の目的や評価結果の活用の仕方、評価の項目・基準、評価実施体制等を的確に設定あるいは整備して、評価を実施するものとする。

1. 評価の実施主体

○ 研究開発課題は、具体的に研究開発を行う個別のテーマであり、府省が定めた明確な目的や目標に沿って実施されるもの、競争的資金制度等において公募により複数の候補の中から優れたものが競争的に選択されて実施されるものがあり、その評価は実施・推進主体である府省又は独立行政法人研究機関が実施するものとする。

2. 評価者の選任

○ 評価は、外部の専門家等を評価者とする外部評価により実施するものとする。

○ 評価者の選任は、評価の客観性を十分に保つため、年齢、所属機関、性別等について配慮して行うものとする。特に、研究開発成果をイノベーションを通じて国民・社会に迅速に還元していく観点から、産業界の専門家等を積極的に選任するものとする。

○ また、公平性を確保するため、利害関係者が加わらないようにするとともに、評価者

名の公表に努めるものとする。さらに、事前評価から追跡評価までの一連の評価における評価者として新たな評価者を加えつつ一部共通の評価者を残す等によって、評価体制の柔軟性と評価の一貫性を確保するものとする。

○ 評価に当たっては、研究者間に新たな利害関係を生じさせないよう、評価者に評価内容等の守秘の徹底を図るものとする。

3. 評価の実施時期

○ 評価は、その研究開発課題の開始前に、実施の必要性、計画の妥当性等を把握し、予算等の資源配分の意思決定等を行うための（事前）評価と、その研究開発課題の終了時に、目標の達成状況や成果の内容等を把握し、その後の施策展開への活用等を行うための（事後）評価を実施するものとする。

この場合、事後（終了時の）評価は、その後の発展が見込まれる優れた研究開発成果を次につなげていくために、研究開発課題終了前から実施するものとする。

○ このほか、研究開発課題終了前に事後評価を予定する場合を除き、研究開発課題実施期間が5年間以上の長期に渡る場合には、3年程度毎を目安に、情勢の変化や進捗状況等を把握し、その中断・中止を含めた計画変更の判断等を行うための中間評価を実施するものとする。

○ さらに、終了後、一定の時間を経過してから、その波及効果や副次的効果等の把握、過去の評価の妥当性の検証等を行い、その結果を次の研究開発の検討や評価の改善等に活用するための追跡評価を実施するものとする。

追跡評価については、必要に応じて第三者評価を活用するものとする。

○ これらの時系列的な評価は、あらかじめそれぞれの段階の評価の目的、方法、前の評価結果の活用方策等を決定し、それらを有機的に連携して行うことによって、評価に連続性と一貫性をもたせるものとする。

4. 評価方法

○ 研究開発実施・推進主体は、評価における公正さ、信頼性、継続性を確保し、実効性のある評価が実施されるよう、あらかじめ評価方法（評価手法、評価の観点、評価項目・評価基準、評価過程等）を明確かつ具体的に設定し、被評価者に対し周知するものとする。

この場合、評価の目的、評価の対象、評価時期や研究開発の性格などに応じて適切な評価項目、評価基準、評価手法の設定を行う等、評価の柔軟性を確保するものとする。

また、科学技術の急速な進展や、社会や経済の大きな情勢変化に応じて、評価項目や評価基準等を適宜見直すものとする。

(1) 評価手法

○ 評価の手法は、その対象や時期、評価の目的や入手可能な情報の状況等に応じて、適切な調査・分析及び評価の手法を選択するものとする。

特に、成果に係る評価においては、研究開発には最終的に優れた成果を生み出していくことが求められるため、成果の水準を示す質を重視した評価を実施するものとする。

○ その際、評価の客観性を確保する観点から、具体的な指標・数値による評価手法を用いるよう努めることとするが、基礎研究等においては定量的な評価手法の画一的な適用が挑戦的な研究開発への取組を阻害している場合もあることから、定量的な評価手法に過度に依存せず、国際的ベンチマークや当該学術分野の専門家による学術進展へのインパクト、新たな発展の可能性などの見識を活用するなど定性的な評価手法を併用することが重要であること。

○ また、成果に係る評価において、目標の達成度合いを評価の判定基準とすることが原則であるが、併せて、実施したプロセスの妥当性や副次的成果、さらに、理解増進や研究基盤の向上など、次につながる成果を幅広い視野から捉えるものとする。

(2) 評価の観点及び評価項目・評価基準

○ 評価は、「行政機関が行う政策の評価に関する法律」において示されている政策評価の観点である必要性、効率性、有効性の観点を踏まえつつ、研究開発の特性や評価の目的等に応じた適切な評価の観点を設定し、また、それに必要な評価項目及び評価基準を設定して行うものとする。

この場合、対象となる研究開発課題の国際的水準に照らした評価を行うものとする。

(3) 自己点検の活用

○ 評価への被評価者の主体的な取組を促進し、また、評価の効率的な実施を推進するため、研究機関や研究者などの被評価者が、自ら研究開発の計画段階において明確な目標とその達成状況の判定指標等を明示し、研究開発の開始後には目標の達成状況等の自己点検を行い、それを活用して評価を行うものとする。

5. 評価結果の取扱い

(1) 評価結果の活用

○ 評価が有効に機能するためには、あらかじめ明確に設定された評価目的及び評価の活

用方法に沿って評価結果が確実に活用される必要があること。研究開発課題の評価については、研究開発実施・推進主体は、評価結果について、それぞれの特性に応じて予算、人材等の資源配分への反映、研究開発の質の向上のための助言等に活用するものとする。

(2) 評価情報の国民への積極的な発信

○ 研究開発への国費の投入等に関する国民に対する説明責任を果たすとともに、研究開発評価の公正さと透明性を確保し、また研究開発の成果や評価結果が社会や産業において広く活用されるよう、研究開発実施・推進主体はその実施した評価の結果を国民に積極的に公表するものとする。

この場合、個人情報の秘密保持、知的財産の保全、国家安全保障等に配慮しつつ、評価の結論だけではなく、研究開発の目標、実施内容、得られた成果、自己点検の内容、さらに、評価結果による新たな研究開発の展開や政策への反映なども含めて解りやすくまとめて公表するものとする。

(3) 評価結果の被評価者への開示等

○ 研究開発実施・推進主体は、評価実施後、応募者等の被評価者からの求めに応じて評価結果を開示するものとする。

評価結果は、評価者がその責任において確定するものであることから、厳粛に受け止める必要があるが、評価結果について被評価者が説明を受け、意見を述べることができる仕組みを整備するものとする。

また、被評価者が評価結果について納得し難い場合に、評価を実施する研究開発実施・推進主体に対し、十分な根拠をもって異議を申し立てることができる途を開いておくことが望ましいものであること。

6. 研究開発課題の主要な類型ごと評価の実施方法

ア. 基礎研究の評価の場合

(ア) 事前（開始前の）評価においては、課題の目的、目標の設定とそれを達成するのに必要な手法等における発想の独創性と新たな知の創造への寄与の可能性を、研究計画の内容と被評価者の過去の実績等の両面から判断すること。

その際、より課題にふさわしい評価項目や評価基準、その自己点検結果をあらかじめ被評価者から提示させ、それらを参照して評価を行うこと。

(イ) 事後（終了時の）評価においては、新たな知の創造への寄与に主眼を置き、被評価者の自己点検結果も踏まえ、成果の科学的価値を重視した評価を行うこと。

この場合、計画で示された方向性と異なっている場合であっても、科学的に卓越した成果が得られた場合には、自己点検を活用するなどして成果として認知すること。

さらに、学際及び産業上の視点から該研究開発の今後の発展性を十分見極め、継続的な支援、あるいは、方向性を見直し等、次につながる視点を重視した評価を行うこと。

イ. 技術開発プロジェクトの評価の場合

(ア) 事前（開始前の）評価においては、国際的なベンチマークに基づき、一定期間後に達成を目指す定量的目標の設定とその水準の適切性を判断すること。

また、そこに達成するための手法、体制等の妥当性、達成の可能性及び目標が達成された場合の実用化等の展望を見極めること。

(イ) 事後（終了時の）評価においては、今後の方向付けの検討に資することに主眼を置き、一義的には目的の達成を基準とするが、達成の有無にかかわらず、成否の要因を分析し、その後の研究開発の発展性を見込む視点を重視した評価を行うこと。

ウ. 国家基幹技術等の国家的プロジェクトの評価の場合

(ア) 事前（開始前の）評価においては、政策上の位置付けとその定量的な目標、機能等達成すべき使命を明確にし、計画内容、実施体制、執行管理、費用対効果等の妥当性、実現性を判断すること。

(イ) 事後（終了時の）評価においては、政策上の目的が達成されているかに主眼を置き、一義的には政策上の目的の達成を基準とするが、当該技術の国際的な水準が向上したのか、産業競争力の向上等他への波及効果等が得られているか等の視点も重視した評価を行うこと。

II 研究者等の業績の評価

○ 独立行政法人研究機関及び大学等においては、研究者の業績の評価はその所属する機関長が当該機関の設置目的等に照らして適切かつ効率的な評価のためのルールを整備して、責任をもって実施するものとする。

その際、研究開発の実績に加え、研究開発の企画・管理や評価活動、社会への貢献等の関連する活動にも着目して評価を行うこと。大学等の場合は、研究と教育の両面の機能を有することに留意するものとする。

○ また、研究者が自ら自己点検を行い、それを活用して実施するとともに、研究者が挑戦した課題の困難性等も考慮に入れるなど、研究者を萎縮させず果敢な挑戦を促すなどの工夫が必要であること。

○ さらに、研究開発を推進するためには、研究支援者の協力が不可欠である。研究支援者の専門的な能力、研究開発の推進に対する貢献度等を適切に評価することが必要であること。

○ このような研究者等の業績の評価に当たっては、当該研究者等が関連する競争的資金制度における課題の評価や、国の実施する技術開発プロジェクトの評価などの結果を適切に活用して効率的に実施すること。

○ なお、研究者等の業績の評価結果については、その処遇等に反映させること。

Ⅲ 研究開発機関等の評価

1. 評価の実施主体

○ 研究開発機関等の評価は、その機関長が、その設置目的や中期目標等に即して、機関運営と研究開発の実施・推進の面から自ら評価を行うものとする。

2. 評価者の選任

○ 研究開発の実施・推進の面から実施する評価は、外部の専門家等を評価者とする外部評価により実施するものとする。

なお、評価の客観性及び公正さをより高めるため、評価者を公表するものとする。

○ このほか、評価者の選任に関しては、Ⅰの2と同様に実施するものとする。

3. 評価の実施時期

○ 研究開発をめぐる諸情勢の変化に柔軟に対応しつつ、常に活発な研究開発が実施されるよう、中期目期間等の3年から6年程度の期間を目安として、定期的に評価を実施するものとする。

4. 評価方法

(1) 研究開発の実施・推進に係る評価

○ 中期計画において個別課題等ごとに政策上の目的や国際的なベンチマークなどに基づく目標を設定し、その達成状況等についてⅠの4に準じた評価方法等により適正に自己点検を行い、これを参照して研究開発機関等が実施・推進した研究開発の総体について外部評価を行うものとする。

この場合、競争的資金や国からの受託等の外部資金により実施した研究開発の評価結果などを適切に活用して効率的に実施するものとする。

(2) 機関運営面の評価

○ 研究目的・目標の達成や研究開発環境の整備等のためにどのような運営を行ったかについて、各研究開発機関等の設置目的や中期目標等に即して適切に評価項目を選定し、効率性の観点も重視しつつ評価を行うものとする。

5. 評価結果の取扱い

(1) 評価結果の活用

- 評価結果は、機関運営のための予算、人材等の資源配分に反映させるものとする。また、こうした研究開発機関等の運営は、機関長の裁量の下で行われるものであり、研究開発機関等の評価結果を責任者たる機関長の評価につなげるものとする。

(2) 評価情報の国民への積極的な発信

- 研究開発への国費の投入等に関する国民に対する説明責任を果たすとともに、研究開発評価の公正さと透明性を確保し、また研究開発の成果や評価結果が社会や産業において広く活用されるよう、研究開発実施・推進主体はその実施した評価の結果を国民に積極的に公表するものとする。

この場合、個人情報の秘密保持、知的財産の保全、国家安全保障等に配慮しつつ、評価の結論だけではなく、研究開発の目標、実施内容、得られた成果、自己点検の内容、さらに、評価結果による新たな研究開発の展開や政策への反映なども含めて解りやすくまとめて公表するものとする。

6. 研究開発機関等の性格に応じた評価の実施

- この他、研究開発機関等の性格に応じて次のとおり実施すること。

①大学等の評価

大学等については、学校教育法等に規定する自己点検・評価を厳正に行う。その際、自主性の尊重、教育と研究の一体的な推進等その特性に留意。また、国立大学法人及び大学共同利用機関法人については、「国立大学法人法」に基づく中期目標期間の実績(中期目標の達成状況等)を国立大学法人評価委員会で評価(教育研究の状況については、大学評価・学位授与機構において評価を実施し、その結果を尊重。)し、文部科学省において、評価結果を、運営費交付金の適切な配分等に反映。さらに、これらに加えて、大学評価・学位授与機構等による教育、研究、社会貢献、組織運営等の第三者評価を推進。

②独立行政法人研究機関の評価

独立行政法人研究機関については、「独立行政法人通則法」に基づく中期目標期間の実績(中期目標の達成状況等)等を独立行政法人研究機関が自ら実施した評価結果を活用して独立行政法人評価委員会が評価を実施し、各府省において評価結果を運営費交付金の適切な配分等に反映させるとともに、独立行政法人研究機関は機関の運営に評価結果を反映させ

ること。

この場合、研究開発の実施推進に係る評価に関しては、独立行政法人評価委員会による評価において、独立行政法人研究機関が実施した評価が本指針に則って適正に行われているか、その結果を業務運営等に的確に反映しているか等を重視して行うこと。

③その他国費の支出を受けて研究開発を実施する機関の評価

国費の支出を受けて研究開発(委託及び共同研究等)を実施する民間機関、公設試験研究機関等については、評価実施主体は、課題評価の際等に、これら機関における当該課題の研究開発体制に関わる運営面に関し、国費の効果的・効率的執行を確保する観点から、必要な範囲で評価を行うものとする。

IV 研究開発施策の評価

1. 評価の実施主体

○ 国の研究開発は、一般的に、政策、施策・プログラム、個別課題・プロジェクトなどの階層構造による体系により実施されているが、研究開発施策はこの体系化された階層構造の上位にある政策や施策・プログラムなどが対応するものであり、その評価は、それを実施・推進する主体である府省及び独立行政法人が実施するものとする。

2. 評価者の選任

○ 評価は、外部の専門家等を評価者とする外部評価により実施するものとする。

○ 評価者の選任は、評価の客観性を十分に保つため、年齢、所属機関、性別等について配慮して行うものとする。

特に、研究開発施策の評価に当たっては社会・経済上のニーズを適切に評価に反映させるため、産業界や人文・社会科学の分野等の幅広い分野の専門家を積極的に選任するものとする。

○ また、公平性を確保するため、利害関係者が加わらないようにするとともに、評価者名の公表に努めるものとする。さらに、事前評価から追跡評価までの一連の評価における評価者として新たな評価者を加えつつ一部共通の評価者を残す等によって、評価体制の柔軟性と評価の一貫性を確保するものとする。

3. 評価の実施時期

○ 研究開発実施・推進主体は、その開始前に、国の政策や機関等の設置目的に照らした実施の必要性、計画の妥当性等を把握し、予算等の資源配分の意思決定等を行うための（事前）評価と、その研究開発の終了時に、目標の達成状況や成果等を把握し、その後の施策展開への活用等を行うための（事後）評価を実施するものとする。

事後（終了時の）評価は、その成果等を次の研究開発施策につなげていくために必要な場合には、研究開発終了前に実施し、その結果を次の研究開発施策の企画立案等に活用していくものとする。

○ このほか、研究開発施策実施期間の定めがない場合には、5年毎を目安に、情勢の変化や目標の達成状況等を把握し、その休止や中止も含めた計画変更等の判断等を行うための中間評価を実施するものとする。

○ さらに、研究開発施策が終了した後に、その波及効果や副次的効果の把握、過去の評

価の妥当性の検証等を行うとともに、その評価結果を次の研究開発施策の形成や評価の改善等に活用するための追跡評価を実施するものとする。

追跡評価については、必要に応じて第三者評価を活用するものとする。

○ これらの時系列的な評価においては、それらを有機的に連携して行うことによって、評価に連続性と一貫性をもたせることとする。また、政策評価との整合を図り、効率的な評価を実施するものとする。

4. 評価方法

○ 研究開発実施・推進主体は、評価における信頼性、継続性を確保し、実効性のある評価を実施するために、あらかじめ評価方法(評価手法、評価の観点、評価項目・評価基準、評価過程等)を明確かつ具体的に設定するものとする。

この場合、評価の目的、評価の対象、評価時期や研究開発の性格などに応じて適切な評価項目、評価基準、評価手法の設定を行う等、評価の柔軟性を確保するものとする。

また、科学技術の急速な進展や、社会や経済の大きな情勢変化に応じて、評価項目や評価基準等を適宜見直すものとする。

(1) 評価手法

○ 評価の手法は、その対象や時期、評価の目的や入手可能な情報の状況等に応じて、適切な調査・分析及び評価の手法を選択するものとする。

その際、評価の客観性を確保する観点から、具体的な指標・数値による評価手法を用いるよう努めるものとする。

○ また、成果に係る評価に関しては、目標の達成度合いを成否の判定基準とすることが原則であるが、併せて、実施したプロセスの妥当性や副次的成果、さらに、理解増進や研究基盤の向上など、次につながる成果を幅広い視野から捉えるものとする。

○ 研究開発施策については、その政策目標を達成するための個別課題等を複数含んだ階層的な構造となっている場合には、それぞれの個別課題等の目標が達成されることにより当該研究開発施策の政策目標が達成されるなどの関連付けを踏まえて、評価を実施するものとする。

この場合、個別課題の研究開発成果等に対して繰り返して重複した評価が実施されないよう、個々の個別課題等の評価結果を活用するなどして効率的に実施するものとする。

(2) 評価の観点及び評価項目・評価基準

○ 評価は、「行政機関が行う政策の評価に関する法律」において示されている政策評価の

観点も踏まえ、必要性、効率性、有効性その他必要な観点から行うものとする。また、それに必要な評価項目及び評価基準を設定して行うものとする。

5. 評価結果の取扱い

(1) 評価結果の活用

○ 評価が有効に機能するためには、あらかじめ明確に設定された評価目的及び評価の活用方法に沿って評価結果が確実に活用される必要があること。

研究開発施策の評価については、研究開発実施・推進主体は、評価結果について、それぞれの特性に応じて予算、人材等の資源配分への反映、施策の改善等に活用するとともに、国民に対する説明責任を果たすためこれらの活用状況をモニタリングし、公表するものとする。

(2) 評価情報の国民への積極的な発信

○ 研究開発への国費の投入等に関する国民に対する説明責任を果たすとともに、研究開発評価の公正さと透明性を確保し、また研究開発の成果や評価結果が社会や産業において広く活用されるよう、研究開発実施・推進主体はその実施した評価の結果を国民に積極的に公表するものとする。

この場合、個人情報の秘密保持、知的財産の保全、国家安全保障等に配慮しつつ、評価の結論だけでなく、研究開発の目標、実施内容、得られた成果、自己点検の内容、さらに、評価結果による新たな研究開発の展開や政策への反映なども含めて解りやすくまとめて公表するものとする。